

いぶり火山マイスター制度について（素案）



平成19年12月

いぶり火山マイスター検討委員会専門部会

目 次

1	いぶり火山マイスター制度の目的	1
2	いぶり火山マイスターとは?	2
	1. いぶり火山マイスターとは?	
	2. いぶり火山マイスターの活躍イメージ	
3	いぶり火山マイスターを認定する	5
	1. いぶり火山マイスターになるためには	
	2. シニア火山マイスター（仮称）の検討	
4	いぶり火山マイスターへのレベルアップをサポートする	10
	1. いぶり火山マイスター養成講座の実施（運営組織主催）	
	2. いぶり火山マイスター養成講座の実施（他の団体等主催）	
5	いぶり火山マイスターが活動する環境を整える	12
	1. いぶり火山マイスターについて知ってもらう	
	2. 地域防災リーダーとしての活動を支援する	
	3. 立ち入り規制区域への入域要件に火山マイスター制度を位置づける	
	4. 質の高い火山ガイドとしての活動を支援する	
	5. エコミュージアム構想との連携	
	6. ジオパーク登録活動との連携	
	7. その他	
6	運営体制を整える	16
7	その他(Q&A)	15

1 いぶり火山マイスター制度の目的

20～30年周期で噴火する有珠山のある西胆振地域は、火山との共生が大きなテーマとなっています。火山との共生には、地域に暮らす人が火山を正しく理解することや、噴火の記憶を次世代に引き継いでいくことが大切ですが、地域住民の有珠火山に対する理解は十分とは言えず、2000年噴火の記憶についても風化の兆しが見られるところです。

そこで、有珠火山の正確な知識を有する者に「**いぶり火山マイスター**」という「**地域限定の称号**」を与え、次の噴火に備えた地域防災のリーダーとして育成し地域防災力の向上を図るとともに、平時においては貴重な地域資源である有珠火山での質の高い火山ガイドなど、特色ある観光地づくりにも活かしていこうとするのが、いぶり火山マイスター制度の目的です。

2 いぶり火山マイスターとは？

1. いぶり火山マイスターとは？

いぶり火山マイスターとは、**有珠火山や洞爺湖周辺を含めた地域の自然について正しく理解**し、地域に貢献しようとする**熱意や行動力**、この地域と火山の共生についての**理想や考え**、常に知識や技術を高めようとする**向上心**を持った、次なる噴火に備えた地域防災のリーダーとなりうる者です。豊富な知識や経験に基づいて適切に、誇りを持って活動することが期待され、さらに、知識や経験などを生きた形で**伝える実践的能力**も求められます。

(1) 次なる噴火に備えた地域防災のリーダーになる意欲や熱意の持ち主であること

- ① この地域に貢献しようとする熱意や行動力を持っている者であること。

有珠火山や地域の自然について正しく伝える活動などを通じて、将来の噴火災害の減災やこの地域の観光振興に貢献しようとする熱意や行動力があること。
- ② この地域と有珠火山との共生についての理想・考えを自ら持っている者であること。

有珠火山との共生の方策やそのために果たすべき役割などについて、バランスのとれた考えや理想を自ら持っていること。
- ③ 知識や技術を高めようとする向上心を持っている者であること。

有珠火山や地域の自然についての知識とガイド技術・能力をより高めるため、自ら学習しトレーニングに精進しようとする意欲をもち続けていること。
- ④ 有珠火山との関わりの経験や体験がある者であること。

地域の登山学習会などへの参加や火山ガイド経験、語り継ぐべき貴重な噴火災害の体験など有珠火山との関わりが豊富であること。

(2) 有珠火山や周辺地域の自然について正しく理解し、伝えることができる者であること

- ① 有珠火山や洞爺湖を含めた地域の自然について正しく理解している者であること。
 - ア 有珠山のおいたちや特徴

有珠山の地形、生い立ち、他の火山との比較、有珠山の恵みなどについて理解していること。
 - イ 噴火の仕組み・噴火の歴史

噴火の仕組み、噴火の歴史などについて理解していること。
 - ウ 2000年噴火

2000年噴火のあらましとその後のことについて理解していること。
 - エ 次の噴火に備えた取り組み

防災マップ、観測態勢、防災施設、安全まちづくり、避難の心得などについて理解していること。

と。

オ 有珠山周辺の動植物などに関すること

② 野外活動に関する基礎的な知識を身につけている者であること。

ア 自然への理解・配慮

登山行動などで考えられる自然環境への悪影響などを知り、自然に配慮するためのマナーやモラルについて理解していること。

イ リスクマネジメント

危険な動物・昆虫（シカ、スズメバチ、キツネ、クモ）や自然現象（落雷、落石）など、ガイド行為に伴う様々な危険の発生要因について理解し、対応方法を身につけていること。

基礎的な応急措置について身につけていること。

ウ 野外行動に関する知識

気温と高度、体感温度、気象変化の特徴など、野外で安全に行動するための気象に関する基礎的事項を理解していること。

エ ガイド技術に関する知識

参加者に応じた対応やコミュニケーションのあり方などについて理解し、わかりやすく説明する基本話法などに関する知識を身につけていること。

(3) 有珠火山や地域でのフィールド活動を実践するために必要な技術を身につけている者であること

① 有珠火山や洞爺湖を含めた地域の自然に関する正確な説明ができること。

② 気候や気象条件、参加者の年齢・性別に対応した行動ができること。

天候の変化による行程の変更や年代に見合った歩行速度の調節など

③ 参加者の年齢・性別などに応じた説明内容の組み立てができること。

④ 登山学習会などの企画・マネジメントができること。

2. いぶり火山マイスターの活躍イメージ

いぶり火山マイスターは、次なる噴火に備えた地域防災のリーダーであると同時に、この地域と火山との共生について次世代や地域内外の方々に語り継ぐ役割も期待されます。こうしたいぶり火山マイスターの活動範囲は、防災面、観光面など、次に例示するようなさまざまな場面が考えられます。

(1) 防災面

① 地域の防災活動に対する助言・協力や、防災講演会などの講師

② 地元で開催される登山学習会や子ども向け火山学習会などの講師やサポート

③ 有珠火山防災会議協議会と連携した、立ち入り規制区域内での防災教育

(2) 観光面

- ① より学びたい者の知的好奇心を満たしたり、体験型修学旅行に対応した質の高い火山ガイド
- ② エコミュージアム構想やジオパーク推進に係る地域活動の担い手
- ③ 有珠火山に関して正しく紹介するための観光パンフや施設の案内板の改善、助言。

3 いぶり火山マイスターを認定する

1. いぶり火山マイスターになるためには

(認定のアウトライン)

いぶり火山マイスターの称号を取得するためには、運営組織に登録し、養成講座等を受講した上で自ら応募します。その上で、決められた項目について運営組織の審査会の審査を受け、一定のレベルに達していると認める者に称号を授与します。

審査を受ける者の要件は、原則として伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町の1市3町のいずれかに在住し、地域で活動できる者です。

審査は、フィールド審査と面接審査の2つがあり、審査項目は資質、知識、技術の3つです。

合否は、審査会の合議制により決定し、原則として応募者に直接伝えます。それは、優れた点の評価や今後取り組むべき課題の指摘、レベルアップの方策などのアドバイスを通じて審査の経緯についても説明し、審査の透明性を確保することが目的です。

なお、審査及び称号授与については、運営組織の審査会が行います。

(資格の種類)

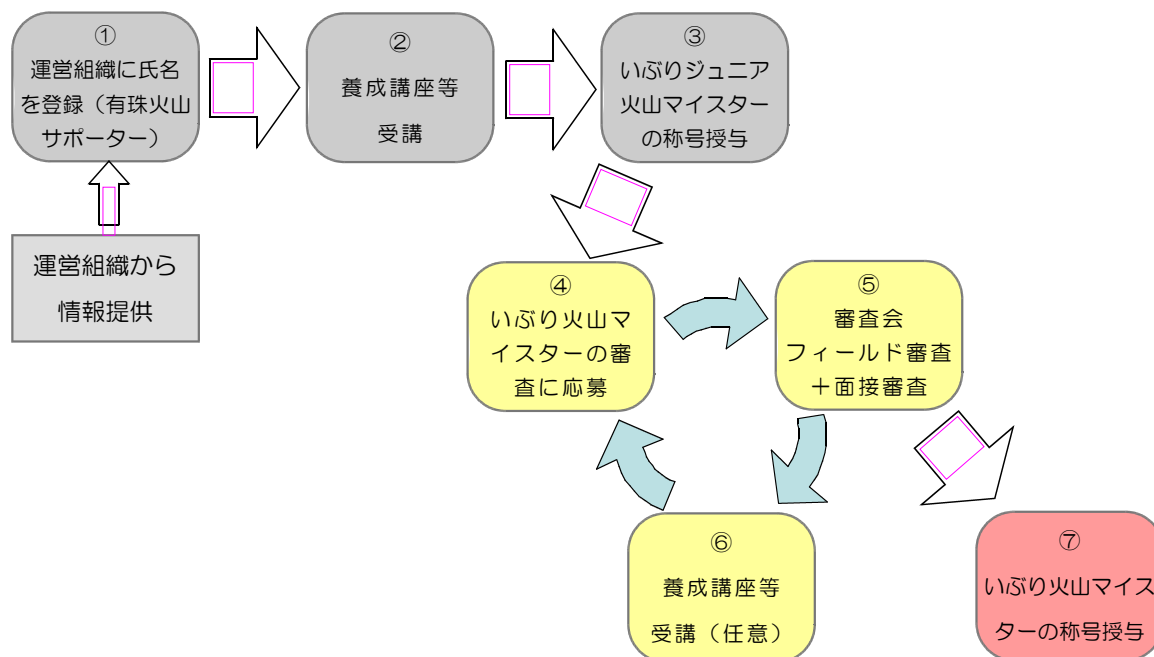
人づくりは、一朝一夕に出来ることではありません。取り組みの成果が現れるまでには10年、20年という長い時間が必要です。こうした息の長い取り組みを続け、この地域にいぶり火山マイスター制度を根付かせていくためには、地域の防災リーダーとしてのいぶり火山マイスターを育てる取り組みのほか、有珠火山に対する興味や関心をたくさんの人に持ってもらうような、裾野を広げる取り組みの両方が地域になくてはなりません。

そのため、地域の防災リーダーとしての「いぶり火山マイスター」と裾野の部分に当たる「いぶりジュニア火山マイスター」の2段階の資格の種類（グレード）を設けています。これは、継続的なスキルアップのインセンティブとなることも期待したものです。

→「審査実施要領」、「称号授与要領」、「審査員選定要領」別途作成予定

(1) 認定のスキーム

認定のスキームは次のとおりです。



- ① いぶり火山マスターをめざす人は運営組織に氏名を登録(以下「有珠火山サポーター」)。運営組織は、養成講座やイベント等の開催情報を提供するなど、有珠火山サポーターのレベルアップを支援。
- ② 有珠火山サポーターは、自由に養成講座等を受講しレベルアップ
- ③ 一定の要件を満たす者には「いぶりジュニア火山マスター」の称号を授与。
- ④ 更なるレベルアップのために、いぶり火山マスターの審査を希望する者は、審査会に応募
- ⑤ 審査会による審査(年1回)
- ⑦ 合格者には、「いぶり火山マスター」の称号を授与
- ⑥ 合格しなかった者は、養成講座を受講するなどしてレベルアップし、翌年再挑戦(⑥→④→⑤を繰り返し、数年かけて⑦をめざすイメージ)

(2) 資格等の種類

資格の種類は、レベルが高い順に、いぶり火山マスター、いぶりジュニア火山マスターの2段階です。また、資格の種類ではありませんが、運営組織に氏名を登録した者を有珠火山サポーターといいます。それぞれの位置づけは次のとおりです。

① いぶり火山マスター

次なる噴火に備えた地域防災のリーダー(「1 いぶり火山マスターとは?」に定める者)に授与する称号で、審査会の審査に合格しなければなりません。

② いぶりジュニア火山マスター

養成講座等を受講し、基礎的な知識を一定程度習得したと認める者に授与する称号で、審査会の審査は要しません。

③ 有珠火山サポーター

火山マイスターをめざすため運営組織に氏名を登録した者です。

(3) 資格等を取得するための要件

① いぶり火山マイスター

次のア、イの要件を両方満たし、審査会の審査に合格した者です。

ア 原則として伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町の1市3町のいずれかに在住している者です。ただし、これに該当しない者であっても、近隣に在住し、将来の噴火災害の減災やこの地域の観光振興に貢献することが出来ると運営組織が認める者も対象とします。

イ 運営組織が主催する養成講座のほか、いぶり火山マイスター養成講座と同等と認めた学習会等に一定以上参加した者（いぶりジュニア火山マイスターの資格者）

② いぶりジュニア火山マイスター

次のア、イの要件を両方満たす者です。

ア 有珠火山サポーターとして運営組織に登録した者。

イ 運営組織が主催する養成講座のほか、いぶり火山マイスター養成講座と同等と認めた学習会等に一定以上参加した者→「一定以上の要件」別途作成予定

③ 有珠火山サポーター

有珠火山について真摯に学ぼうとする全ての人。

(4) いぶり火山マイスターの審査の方法→「審査実施要領」別途作成予定

① 審査項目は次の3つです。

ア 資質～次なる噴火に備えた地域防災のリーダーになる意欲や熱意の持ち主であるか

イ 知識～有珠火山や地域の自然について正しく理解し、伝えることができるか

ウ 技術～有珠火山や地域でのフィールド活動を実践するために必要な技術を身につけているか

② 審査項目ごとの審査の視点は次のとおりです。

ア 資質

(ア) この地域に貢献しようとする熱意や行動力を持っているか

(イ) この地域と有珠火山との共生についての理想・考えを自ら持っているか

(ウ) 知識や技術を高めようとする向上心を持っているか

(エ) 有珠火山との関わりの経験や体験があるか

イ 知識

(有珠火山の専門知識)

(ア) 有珠山のおいたちや特徴について理解しているか

(イ) 噴火の仕組み・噴火の歴史について理解しているか

- (ウ) 2000年噴火について理解しているか
- (エ) 次の噴火に備えた取り組みについて理解しているか
- (オ) 有珠山周辺の動植物などに関することについて理解しているか
(野外活動の基礎的知識)
- (ア) 自然の理解・配慮について理解しているか
- (イ) リスクマネジメントについて理解しているか
- (ウ) 野外行動技術について理解しているか
- (エ) ガイド技術について理解しているか

ウ 技術

- (ア) 有珠火山や洞爺湖を含めた地域の自然に関する正確な説明ができるか
- (イ) 気候や気象条件、参加者の年齢・性別に対応した行動ができるか
- (ウ) 参加者の年齢・性別などに応じた説明内容の組み立てができるか
- (エ) 現地学習会などの企画・マネジメントができるか

③ 審査項目ごとの審査の方法は次のとおりです。

ア 資質～面接審査

地域に貢献しようとする熱意や行動力、知識や技術を高めようとする向上心、有珠火山との共生に関する考え、これまでの有珠火山や地域とのかかわりなどについて審査員が応募者との対話により審査します。

なお、面接審査を円滑に進めるため、応募の際、有珠火山との共生についての考えや活動の経歴などについて、書面での提出を求めます。

イ 知識～フィールド審査

いぶり火山マイスターには、知識や経験を生きた形で伝える実践能力を求めていることから、フィールド審査の中で知識の習得レベルを確認することとし、筆記試験等はありません。

ウ 技術～フィールド審査+面接審査

応募者に有珠火山や地域を実際に案内させ、現地での正確な説明、状況に応じた行動や説明内容の組み立てについて審査します。また、フィールド審査は限られた時間・場所で行うため審査の範囲が限られること、天候や応募者の人数などの条件によって、審査の精度にばらつきが出ることが考えられますので、面接審査においてこれを補うこととしています。

④ 合否の判断と審査結果の伝え方

合否は、審査委員の合議制により決定し、原則として応募者に直接伝えます。その際、単に合否の結果を伝えるのではなく、その人の優れた点の評価や今後取り組むべき課題の指摘、レベルアップするための方策などのアドバイスを通じて審査の経緯についても説明し、応募者のやる気や審査の透明

性を高めるよう努めます。

2. シニア火山マイスター(仮称)の検討

いぶり火山マイスター制度を持続可能な制度とするために、将来的には、特に優れたいぶり火山マイスターを「シニア火山マイスター(仮称)」として位置づけ、いぶり火山マイスターの指導的立場となるような、よりレベルの高い人材を育成していく仕組みを検討することも有効な手段と考えられます。

4 いぶり火山マイスターへのレベルアップをサポートする

いぶり火山マイスターの称号取得に向けてレベルアップしようとする者をサポートするため、有珠火山に関する専門的知識などを学ぶ「いぶり火山マイスター養成講座」を運営組織が主催して行うほか、一定の条件を満たす地元の登山学習会を「いぶり火山マイスター養成講座」に位置づけるなど、地域の関係機関と連携して知識や技術を習得する場を確保します。

この養成講座は、いぶり火山マイスターの称号を取得した者にとっても、更なるレベルアップを図る場として活用することができますし、また、地域に暮らす人たちにとっても、有珠火山についての学習や交流の場となり、いぶり火山マイスターに向けた意欲や関心を高めるものと考えます。

1. いぶり火山マイスター養成講座の実施(運営組織主催)

運営組織が主催するいぶり火山マイスター養成講座の内容は次のとおりです。

(1) 有珠火山に関する専門的知識について(座学)

有珠火山や洞爺湖周辺を含めた地域の自然について正しく理解するための講座です。講座用のテキストは、有珠火山防災教育副読本「火の山の奏(中学生版及び教師用資料)」を中心とし、講師は、運営組織の審査会(当面、「いぶり火山マイスター検討委員会専門部会」)のメンバーを想定しています。

① 有珠山のおいたちや特徴

有珠山の地形、生い立ち、他の火山との比較、有珠山の恵みについて理解する。

② 噴火の仕組み・噴火の歴史について

噴火の仕組み、噴火の歴史について理解する。

③ 2000年噴火について

2000年噴火のあらましとその後のことについて理解する。

④ 次の噴火に備えた取り組みについて

防災マップ、観測態勢、防災施設、安全まちづくり、避難の心得について理解する。

⑤ 有珠山周辺の動植物などに関すること



火の山の奏



火の山の奏 (教師用資料)

(2) 野外活動の基礎知識について(座学)

野外活動に関する基礎的な知識を身につけるための講座です。内容は、北海道アウトドアガイド育成標準カリキュラムの一部を使用し、講座用のテキストには、北海道アウトドアガイド基本テキスト【基礎編】(北海道アウトドア協会発行)を中心とし、講師は、運営組織の審査会のメンバー又は道に登録されているアウトドア資格制度に係る人材育成機関のメンバーを想定しています。

① 自然の理解・配慮

登山行動などで考えられる自然環境への悪影響などを知り、自然に配慮するためのマナーやモラルについて理解する。

② リスクマネジメント

危険な動物・昆虫(シカ、スズメバチ、キツネ、クモ)や自然現象(落雷、落石)など、ガイド行為に伴う様々な危険の発生要因について理解し、対応方法を身につける。

基礎的な応急措置について身につける。

③ 野外行動技術に関する知識

気温と高度、体感温度、気象変化の特徴など、野外で安全に行動するための気象に関する基礎的事項を理解する。

④ ガイド技術に関する知識

参加者に応じた対応やコミュニケーションのあり方などについて理解し、わかりやすく説明する基本話法などを身につける。

(3) フィールド活動について(実地)

有珠火山地域でのフィールド活動を実践するために必要な技術を身につけるための講座で、原則として、現地で行います。学んだ知識の理解度を高めることもねらいとしています。

① 有珠火山や洞爺湖を含めた地域の自然に関する正確な説明について

② 気候や気象条件、参加者の年齢・性別に対応した行動について

天候の変化による行程の変更や年代に見合った歩行速度の調節など

③ 参加者の年齢・性別などに応じた説明内容の組み立てについて

2. いぶり火山マイスター養成講座の実施(他の団体等主催)

運営組織が主催する養成講座のほか、地元で開催される登山学習会や防災講演会などを、一定の条件の下「いぶり火山マイスター養成講座」に位置づけて、地域にレベルアップの場を確保します。

「いぶり火山マイスター養成講座」に位置づける学習会等は、次の要件のいずれかを満たし、運営組織が主催する養成講座と同等と認めた学習会等とします。

① 専門家が案内する学習会等

① 企画段階で専門家のサポートを受た学習会等

5 いぶり火山マイスターが活動する環境を整える

いぶり火山マイスター制度は、認定して終わりではありません。いぶり火山マイスターの知識や経験、ガイド技術などを生かした活動を通じて地域に貢献することが目標です。しかし、個人の努力では、活動の範囲や効率的な活動に限界があることから、活動する環境やルールを整え、火山マイスターの地域での活動を支援していきます。

1. いぶり火山マイスターについて知ってもらう

まず、いぶり火山マイスターやいぶり火山マイスター制度について知ってもらい、正しく理解してもらうことが、活動環境づくりの第一歩です。あらゆる機会を捉えてPRしていく必要があります。また、いぶり火山マイスターの活動に関する問い合わせへの対応も大切だと考えられます。

2. 地域防災リーダーとしての活動を支援する

いぶり火山マイスターは、地域の防災活動に対する助言・協力や、防災講演会や火山学習会などの講師など、防災教育のリーダーとしての活躍が期待されます。そこで、いぶり火山マイスターには地域の防災教育に関する情報を、防災教育の主催者には火山をテーマにした実施可能な学習メニューの情報を相互に発信するなど、両者のマッチングを図ることが必要です。

3. 立ち入り規制区域への入域要件に火山マイスター制度を位置づける

有珠火山防災会議協議会と連携して、立ち入り規制区域への入域要件に、いぶり火山マイスター制度との関わりを位置づけることも、いぶり火山マイスターの活動の範囲を広げる観点で有効と考えられます。

なお、入域要件の検討に当たっては、地元合意の形成が重要と考えられます。

(考えられるルール)

- ・ 入域目的の要件～保全、防災、教育に限るなど
- ・ 自然を保全するための制限～1回の人数や年間総数の制限など
- ・ 入域者の安全を確保するための制限～氏名の報告、時期や時間の制限など
(→入域制限で行うことではなく、入域者自身の責任において行うことでは?)
- ・ その他の制限～火山マイスター同行、特定の団体の主催、傷害保険加入者に限る、ヘルメット着用など

4. 質の高い火山ガイドとしての活動を支援する

洞爺湖周辺地域は、年間500万人もの観光客が訪れる道内有数の観光地であり、火山との共生の歴史や噴火災害遺構、地質遺産は国際的にもユニークなものです。観光客のニーズが体験型や知的探求型に変

化する中、より学びたい者の有珠火山に対する知的好奇心を刺激したり体験型修学旅行を呼び込むため、いぶり火山マイスターは、質の高い火山ガイドとしての活躍が期待されます。そこで、有珠火山の正しい情報や隠れた魅力を地域外に発信する役割を持つ火山マイスターの活動を、旅行エージェントや学校関係者に広く紹介していくことも必要です。

5. エコミュージアム構想との連携

有珠火山に関する正確な知識を伝え地域防災力を向上させようとするいぶり火山マイスターの活動は、エコミュージアム構想の推進にも資するものです。特に火山の恵みエリアにおいては、いぶり火山マイスターによるエコミュージアムサテライトの質の高いガイドなども考えられますので、この構想を推進するエコミュージアム推進協議会と連携することで活動の可能性が広がります。

【エコミュージアム構想とは？】

恵まれた自然や、縄文から続く歴史と文化など、ありのままの地域資源を展示物として活かし、地域全体を「自然博物館」としていこうというもので「火山の恵みエリア」「大地の恵みと文化エリア」「先人の歴史と海の恵みエリア」の3つのエリアからなる。

6. ジオパーク登録活動との連携

いぶり火山マイスターの活動は、ジオパークの登録条件の一つとなっている地域活動と重なるものがあります。今後、いぶり火山マイスターが、防災教育の分野でジオパークの地域活動を担うなど、その活動の幅が広がることも考えられますので、ジオパークの登録に向けて活動するエコミュージアム推進協議会と連携することで活動の可能性が広がります。

【ジオパークとは？】

ユネスコがすすめる科学的に貴重な地質遺産のある自然公園のことで、いわば「世界遺産の地質バージョン」。単に貴重な地質遺産があるというだけでなく、地質遺産を「保全」、「教育に利用」「観光に活用」して地域の活性化を目指すことが登録の条件となっている。

7. その他

(1) 教材となる資料の収集や教材の開発

ガイド本の作成、講座テキストの作成、噴火体験のデータ化と保存などが、養成講座のレベル維持のため必要と考えられます。

(2) いぶり火山マイスターの活動状況の把握

いぶり火山マイスターの活動状況の収集と情報の共有化が、継続的な制度の改善のため必要と考えられます。

(3) いぶり火山マイスター制度のイメージマーク（シンボルマーク）やいぶり火山マイスターの携帯カードの作成は、火山マイスターの認知度向上に効果があると考えられます。

6 運営体制を整える

いぶり火山マイスター制度の推進は、当面、「いぶり火山マイスター検討委員会」において行うこととしていますが、この制度を地域に根付かせていくため、将来的には、地域に根ざした持続的な活動ができる運営組織の検討が必要です。

この運営組織は、限られた人的資源を効率的に活用する視点から、既存の組織を活用する形態が考えられ、特に、エコミュージアム構想やジオパークと十分に連携していくことが重要です。

7 その他(Q&A)

1. いぶり火山マイスターと他のガイドとはどのような関係ですか？

いぶり火山マイスターの活動や存在が、他のボランティアガイドなどの活動を制限したり排除したりすることはありません。じっくり学びたい者や駆け足で見学したい者など、様々なニーズに合わせて、複数のガイドスタイルが地域に存在することは、むしろ、歓迎すべきことです。

今後は、いぶり火山マイスターのPRに併せて他のガイド活動を紹介するなど、その違いをしっかりと説明することの方が大切になるでしょう。

2. 養成講座(現地)で受講していない場所での活動に制限はありますか？

養成講座での受講内容が、いぶり火山マイスターの活動範囲を制限することはありません。ただし、テキストや養成講座で網羅する内容は、あくまでも、獲得すべき技術・知識の一部に過ぎないことから、活動に際しては、事前調査をして自分なりのガイドシナリオを作成するなど準備に最善を尽くすことはもちろん、日頃から知識や技術を高めようとする向上心を持っていなければなりません。

3. 資格の有効期限はありますか？

資格の有効期限は設けませんが、不適切な行動が度重なるなど、いぶり火山マイスターとして不適格であると運営組織の審査会が認めた者は、称号を停止することがあります。

4. いぶり火山マイスターになると、観光ガイドの斡旋などをしてくれるのですか？

運営組織が組織的に観光ガイドの斡旋をすることはありませんし、いぶり火山マイスター制度は、ガイド活動を担保するものでもありません。運営組織が行うのは、いぶり火山マイスターの活動を、旅行エージェントや学校関係者に広く紹介するなどの活動環境づくりまでです。

5. 活動に当たって、講師料やガイド料を徴収してもいいですか？

いぶり火山マイスターの制度に講師料等に関する制限は設けていません。したがって、主催者との合意に基づく講師料の徴収や、常識の範囲内での参加料・ガイド料の徴収は、いぶり火山マイスターの判断で行うことができますが、いぶり火山マイスターとしての常識や節度を踏まえ、制度の信用を損なわないよう行動しなければならないのは、いうまでもありません。